

平成26年第4回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

12月16日（火曜日）

平成26年第4回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成26年12月16日（火曜日）

議事日程 第2号

平成26年12月16日（火曜日）午後零時59分開議

- 日程第 1 議案第73号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第74号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第75号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第76号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第77号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第78号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第79号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第80号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第10 発議第 4号 農協改革に関する意見書（案）
- 日程第11 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 一般質問 第1番 山崎澄子（町内全域の防犯灯について）
第2番 山崎澄子（講演会や催し物会場に託児所を）
第3番 富岡朝男（グラウンド・ゴルフ場の設置を）
第4番 山崎愛子（子ども支援課（センター）の創設を）
第5番 山崎愛子（放課後子ども教室の充実を）
第6番 山崎愛子（日本でも有名な取り組みをしている市町村へ役場の職員の出張研修を推進してほしい）

- 第7番 山崎愛子（甘楽町にケーブルテレビの設置を）
- 第8番 山崎愛子（町指定天然記念物である樹木の管理について）
- 第9番 中里芳久（人口減少対策と対応について）
- 第10番 長岡敬一（造石法華経供養遺跡にトイレと駐車場の設置）
- 第11番 山田邦彦（町長選挙、町議会議員選挙時に選挙公報の発行を）
- 第12番 山田邦彦（『甘楽町かるた』の再発行を）
- 第13番 山田邦彦（ごみ袋の無料化または値下げを）
- 第14番 山田邦彦（振り込め詐欺防止策等について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	副町長	由田進君
教育長	柴山豊君	会計管理者(会計課長)	石井和子君
総務課長	山田隆史君	企画課長	松沢計作君
健康課長	中野哲也君	住民課長	飯塚章君
振興課長	松本一雄君	水道課長	吉田喜代治君
学校教育課長	山田勇君	社会教育課長	吉田泰志君
農業委員会事務局長	山崎等君		

事務局職員出席者

事務局長 高橋茂 書記 飯塚香奈

○開 議

午後零時 59 分開議

◇議長（**黨 哲夫君**） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき、順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 73 号 甘楽町税条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 1、議案第 73 号 甘楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 議案第 74 号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 2、議案第 74 号 甘楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 3 議案第 75 号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 3、議案第 75 号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第4 議案第76号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第4、議案第76号 平成26年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第5 議案第77号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第5、議案第77号 平成26年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第6 議案第78号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第6、議案第78号 平成26年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第7 議案第79号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第7、議案第79号 平成26年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第8 議案第80号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第8、議案第80号 平成26年度甘楽町後期高齢者医療特別事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっております。質疑、討論の通告はありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第9 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第9、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して報告をお願いします。

◇社会産業常任委員長（**佐俣勝彦君**） 平成26年12月16日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長**佐俣勝彦**。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1. 開催日時。12月10日午前11時。2. 場所。甘楽町役場委員会室。3. 出席者。委員長、**佐俣勝彦**。副委員長、**山田邦彦君**。委員、**山崎愛子君**。委員、**富岡朝男君**。委員、**長岡敬一君**。委員、**長谷川儀平君**。4. 欠席者。なし。5. 会議事件説明のため出席を求めた者。**振興課長**、**松本一雄君**。**健康課長**、**中野哲也君**。**水道課長**、**吉田喜代治君**。**農業委員会事務局長**、**山崎 等君**。6. 審査の状況。陳情第7号 JAグループの自己改革の実現に向けた陳情書。本陳情は、政府が本年6月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定した。一方的な「改革」の押しつけは、農業の生産現場や農業・農村地域に大きな混乱をもたらすことが危惧される。農協改革は、自ら主体的に取り組むものである。今後は農協自らがもっと改革した方が良いとの意見も出ましたが、本陳情の趣旨はよく理解できるとの意見で一致した。よって、本陳情は採択すべきものと決定をした。

◇議長（**黛 哲夫君**） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席をお願いします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（**黛 哲夫君**） 討論がなければ討論を終結いたします。

陳情第7号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◇議長（**黛 哲夫君**） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第10 発議第4号 農協改革に関する意見書（案）

◇議長（**黛 哲夫君**） 日程第10、発議第4号 農協改革に関する意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐俣勝彦君、登壇して説明をお願いします。

◇2番（**佐俣勝彦君**） 発議第4号。平成26年12月16日。甘楽町議会議長**黛 哲夫**様。提出者。議会議員、佐俣勝彦。賛成者。同、山田邦彦。同、山崎愛子。同、富岡朝男。同、長岡敬一。同、長谷川儀平。農協改革に関する意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

農協改革に関する意見書（案）。

政府は、本年6月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定した。

改革を進めるにあたっては、地域の農業・農村の現状を把握し、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化につなげていくことが重要となる。

一方的な「改革」の推進は、農業の生産現場や農業・農村地域に大きな混乱をもたらすことが危惧される。

また、農協改革を推進していく上で、これまで農協が食料の安定供給や地域の農業・農村の振興に果たしてきた重要な役割や地域経済とのかかわり等を十分に踏まえ、今後とも農業・農村の持続的な発展に資することが重要である。

よって、国においては、農協改革を進めるにあたり、我が国農業・農村の持続的な発展に向け、下記の事項について強く要望する。

記。1. 農協改革は自ら主体的に取り組むものであり、政府・与党における検討にあたっては、現場の実態を十分に理解し、農業協同組合等の地域農業・生活・経済に果たす役割と価値を踏まえ、農業者、農業団体、地域住民など関係者の意見を十分に聴き、農業生産・地域社会の現場の実態を踏まえた改革とすること。

2. 農協改革に伴う農協法等の改正については、次の事項を考慮すること。

(1) 農協法の目的に地域の振興や農業の多面的機能の発揮について位置付けること。
また、農協の事業目的の見直しは、協同組合の基本的性格を維持すること。

(2) 准組合員については、農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

(3) 農協・連合会の事業方式・ガバナンス制度については、協同組合としての事業・組織を制約する一方的な変更を行わないこと。また、全農の株式会社化など法人形態の転換等は強制しないこと。

(4) 中央会については、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう農協法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年12月16日。
甘楽町議会議長 黛 哲夫。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。農林水産大臣。内閣官房長官宛て。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（黛 哲夫君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（黛 哲夫君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第11 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（黛 哲夫君） 日程第11、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付した継続審査・調査申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。



○日程第 1 2 議員派遣の件について

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 1 2、議員派遣の件についてを議題といたします。

甘楽町議会会議規則第 1 2 9 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議員派遣の件についてをお諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（**黨 哲夫君**） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定をいたしました。



○日程第 1 3 一般質問

◇議長（**黨 哲夫君**） 日程第 1 3、一般質問を行います。

質問は、あらかじめお手元に配付した質問一覧表の順により発言を許します。通告書に沿って簡潔にお願いをいたします。

最初に、質問 1 及び 2 を議席 5 番、山崎澄子君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇5 番（**山崎澄子君**） 「町内全域の防犯灯について」。日暮れの早い時期となってきました。この時期、特に感じることは、歩行者や部活動の終わった中学生、高校生が徒歩であるいは自転車で家路を急いでいる姿を目にすると、何事もなく無事に帰宅できるようにと思います。というのは、普段、車で走るには何でもないのですが、改めて見回すと、とても防犯灯が暗く感じられるのは、私だけでしょうか。

そこで、お伺いいたします。町では、防犯灯の間隔をどのように決めているのか。

電柱の無いところにも、防犯灯の設置を。

現在の蛍光灯は暗く、照らす範囲も比較的狭い。新設のものは LED に、既成のものも順次 LED に変えていってはいかがか。ご承知のとおりだと思いますが、この LED で日

本の3学者がノーベル賞を受賞しています。

住民や交通弱者に対する配慮をお伺いいたします。

質問1は以上です。

質問2に入ります。「講演会や催し物会場に託児所を」。町主催の講演会や催し物について、質問をいたします。

公民館や文化会館では、年間かなりの数の講演会や催し物が開催されていますが、町民はお知らせ版で開催日時・場所等を確認して参加される方が多いかと思われる。内容によっては、子育てママも参加したい、あるいは是非参加してもらいたい講演会等もあるのではないか。そんな次世代を担う若い人たちの参加を促すためにも、託児所を設け有意義な講演会活動を啓発していったらどうかと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問が終了しました。

質問1及び2について、一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、山崎澄子議員から、2問のご質問を頂きましたので、お答えいたします。

まず、最初の防犯灯の関係でございますけれども、現在、防犯灯の町の設置の数につきましては、平成26年末であります。1,561基でございます。そして、平成25年度でありますけれども、電気料は469万1,000円、修繕に要した金は128万3,000円、合計で597万4,000円となっております。平成25年度は、276基の新設を行いました。そして、修繕の際にはLEDへの交換等も随時行っております。平成26年度でも、32基の新設を予定しています。

このように、防犯灯は毎年、各区の区長さんから要望を取りまとめ、そして議会で議決された予算の範囲内で設置をしているところであります。ご理解を賜りたくお願いを申し上げ答弁といたします。

この後、託児所につきましては、教育長からお答えをいたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 山崎澄子議員の「講演会や催し物に託児所を」のご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃるとおり、文化会館や公民館では、多くの講演会や催し物を行っております。その中には、子育て中のママたちに参加をしていただきたいものもございますが、町での託児所の開設は、人員的にも費用的にも難しいと考えております。

そこで、昨年公民館で開催されました、女性ネットワークとさくらマザーズの共催の「台所に立つ子供たち」では、主催者が公民館の和室に託児所を設け開催いたしました。

こうした例もございますので、今後、託児所の必要な講演会等がございましたら、主催者や関係団体のボランティアによる託児所の開設が望ましいと考えております。よろしくお願いたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終了しました。質問1について、2回目の質問がありましたら願います。

◇5番（**山崎澄子君**） 防犯灯の件につきまして、大変細かい説明を町長から頂きました。ありがとうございます。

ただ、これほど増やしていただいても数的には非常に多いのではないかと思うんですけれども、道路の状況によってはどうかと思うんですが。国道254号線の新屋から福島間の防犯灯というのが1つも無いとは言いませんけれども、皆無ですね。それから後、今度できましたバイパス沿いの北側、あれは北部圃場ですか。あそこは田んぼといえば田んぼかもしれないんですけれども、今度、新設中学校ができれば、通学路としてある程度圃場内の農免道路も使用されるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。ここもやはり皆無と言っていいぐらいです。無いとは言いませんけど、皆無ですね。それから後、やはり電柱があるところには、1本おき、2本おきとかにある場合もあるんですけれども、電柱の無いところは、県道であっても防犯灯が無いんですね。そういったふうなことが非常に見受けられます。

毎年、その地区の各区長さんたちが見回って、町に申請して、順次造っていただいているようなお話を、町長、今していただきましたけれども、やはり昼間見るよりは、夜、見る。本当に、車で行っちゃうと全然暗さというのは感じないんですけれども。改めて見ますと、やはり暗いところはかなりあると思います。ですから、そういった見る時間帯ですね。そういったものも、やはり考慮していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、是非、今後とも防犯に関しては、町の方によりしく願いたいと思います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望でよろしいですか。

◇5番（**山崎澄子君**） はい、要望です。

◇議長（**黛 哲夫君**） では、質問1は終了しました。

続いて、質問2について、2回目の質問がありましたら願います。

◇5番（**山崎澄子君**） 教育長から前向きな姿勢のご返答を頂きまして、大変ありがとうございます。

やはり、これからは全部を行政に頼るといこともなかなか難しいかと思ひます。自分たちの住む町を良くしていこうと思ふことは、やはり自分たち自身も啓発していかなければならないかと思ふんですけれども、なかなか自分たちだけということは難しいので、やはり行政の力を借りて、必ず託児所ありますよと、お知らせ版にも一報を載せていただくように、催し物を是非そういった形で、託児所の方、お願いしたいと思ひます。これも要望です。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、山崎澄子君の質問1及び2が終了いたしました。

次に、質問3を議席4番、富岡朝男君、登壇の上、質問を願ひます。

◇4番（**富岡朝男君**） 私は、「グラウンド・ゴルフ場の設置を」について、質問させていただきたいと思ひます。以前に同僚議員からも同様な一般質問がありました。改めて質問させていただきます。

町内には300人を超えるグラウンド・ゴルフ愛好者がおり、年間を通して健康保持や交流を深めています。また、生涯学習の一環として各地区の生涯学習推進協議会でも大会を開催し、大勢の参加者に喜ばれています。

このように盛況なグラウンド・ゴルフですが、愛好者の方々から折に触れて、サッカー場と兼用のコートは荒れているので専用のグラウンド・ゴルフ場が欲しいとの声を聴きます。県内には、日本グラウンド・ゴルフ協会認定コースは8か所あります。自治体で運営するコースは無いようですが、近隣の市町村には専用コースがあります。

そこで質問します。

1. グラウンド・ゴルフ専用コースを設置したらどうか。
2. 設置するコースは認定コースになり得るコースを造ってはどうか。
3. 子どもや若者との交流ができるよう一中または二中の跡地にしてはどうか。

以上について答弁を願ひます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問が終了しました。

答弁を願ひます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、富岡議員の「グラウンド・ゴルフ場の設置を」のご質問にお答えをいたします。

議員の言われるとおり、グラウンド・ゴルフは、近年盛況であります。町老人クラブ連合会には、26団体が登録をしているそうです。今年の親善グラウンド・ゴルフ大会には、61チーム、そして先程話がありましたように300人を超える方のご参加を頂いて、盛大に行うことができました。

こうした大きな大会は、陸上競技場でなければ開くことができないと思っております。町には、芝生の張られた広い場所は、陸上競技場内のフィールド、総合公園の芝生広場の2か所しかございません。しかし、この2か所もイベント会場やサッカーとの兼用となってしまうので、荒れているのも事実だと思っております。

今後、一層の維持管理に努めていきたいと考えております。

ご質問のグラウンド・ゴルフ専用コースの設置ということでございますけれども、現在、多くの老人クラブの皆さんは、陸上競技場でありますとか、総合公園でありますとか、浅間堤でありますとか、河川緑地公園でありますとか、地元の広場等にうまく分かれて練習をしているのが現実だと思っております。

認定コースになる新たな専用コースということでもありますけれども、グラウンド・ゴルフ大会のコース、いわゆる陸上競技場で行ったコースは、認定コースと同じ設定で行いました。そういう意味では、認定はすぐに取りれるかなと思っているところであります。

次に、一中または二中跡地にというお話もお伺いいたしました。これは、平成24年第4回議会定例会でお答えをしていますように、跡地につきましては、この後、総合的な観点から皆さんのご意見を伺いながら有効な土地利用を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら願います。

◇4番（富岡朝男君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

質問したとおり、他の町村には専用コースがあるところがあります。町長も多分ご存じだと思いますが、南牧には芝の8コースがあります。ここは専用になっています。それから、下仁田にも土ですが、8コースのグラウンド・ゴルフ場があります。それから、富岡

市では、北部運動公園、消防のポンプ操作をするところですのでご存じかと思いますが、あそこは芝生広場になっていまして、通常はサッカー等はしないで、行ってみますとほとんどグラウンド・ゴルフをやっております。それから、隣の吉井町でも、陸上競技場のトラックの中に甘楽町と同じようにグラウンド・ゴルフをする場所があります。行って聞きますと、普通サッカーはあんまりさせないんだと。サッカーは、隣のサッカー場があって、そこはよっぽどの大会がない限りサッカーはさせない。ですから、兼用は余りしないので芝生の状態は非常に良いんだというようなお話をお聞きしました。

そこで、特別なコースを造るということも今後の課題としては捉えていただいているのではないかと思います。他のスポーツと兼用するということは、非常に荒れます。町長もご存じだと思いますが、総合公園のBグラウンドも相当荒れていて、ボールを打ってもどっちへボールが曲がって行くのか全然わからないような状況です。お年寄りも、専用コースがあればいいなということですが、できれば今あるものでも、もう少し手を入れてください。サッカーという名前だけ出しちゃいましたが、非常に荒れてしまいます。ですから、そういう兼用でなくて芝生広場としての兼用として使っていく。サッカー人口も甘楽町は非常に少なくなっていますので、2つなくても1つは芝生広場とグラウンドゴルフの兼用のものにするとか、そういう方法はとれないかと私も考えておりますので、その辺についてご答弁が頂ければ大変ありがたいと思います。

◇議長（黛 哲夫君） はい。町長。

◇町長（茂原荘一君） ご質問をいただきました。確かにサッカーとグラウンド・ゴルフで多少荒れているということは、先程答弁したとおりでありまして、今後より一層それらの管理に努めていきたいと思っております。

例えば、サッカーは総合公園のBグラウンドで行うと、陸上競技場ではサッカーは行わないと仮定しますと、小幡でグラウンド・ゴルフをしている人たちは、あそこはサッカーが使っているから、じゃあ俺たちは毎回陸上競技場に行って練習しようということにはなかなかならないんだと思うんですね。先程申し上げましたように、小幡の人たちはあそこ、秋畑の人たちは琴平山のコース、福島の河川緑地、浅間堤等々にうまく分かれてやっていますから、その辺のところの非常に難しさがあると思うんです。だから、そういう意味では、専用コースを造ると、造った場所の人たちが主に利用するだけであって、他の人がなかなか利用できない。かといって、そのコースで300人を集める大会はできるかということ、なかなかそれは難しい。そうすると、やっぱり陸上競技場のような大きなところでや

らざるを得ないということになっていくと思いますので、まずは今の状況を少しでも改善できるように、適当な芝の目土を入れるとか、肥やしを入れるとか、管理をしっかりするとか、そういうところに意を注いで、地域の人たちが安心してグラウンド・ゴルフができるような環境づくりをまずは進めていきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら願います。

◇4番（**富岡朝男君**） 今の町長の答えでいいと思うんですが、特に大会をするところはいいところが欲しいというのが本音だと思うんですね。だから、先程言いましたように、どっちかは例えば大会用で、サッカーはさせないんだよと。他のところはサッカーをやってもグラウンド・ゴルフをする人たちは多分町長の言うように近いところへ行くとおもうんですね。それはそれでいいと思うんですよ。ですから、そういうところもひとつお考えいただきながら整備していただきたいなと思えます。

それから、最後の一中、二中の跡地の関係ですが、今日、幼稚園の統合の答申書、決まった訳じゃありませんが、一中の方へ造った方がいいんじゃないかという答申書が出て、これから町長も検討していくということで、もしその場所がそういうふうな形で、子どもが集まれる場所、あと保健センターもそろそろ建て替えて、保健センターについては、例えば福祉センターが使うとかというのが総合計画にもありますけれども。そういう福祉センターも一中の跡地へ持って行く。お年寄りが集まれる場所も一中の跡地に造る。そういうことによって、子どもと年寄りとまた母親とか、そういう方とふれあえる場所ができるのがいいのかなというのは、私は前々から思っています。これは要望で結構です。そういうような形で、是非いろいろお考えいただきながら整備を進めていただきたいと思えます。

以上でございます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、富岡朝男君の質問が終了いたしました。

次に、質問4から質問8までを議席3番、山崎愛子君、登壇の上、一括して質問を願います。

◇3番（**山崎愛子君**） 質問4について。「子ども支援課（センター）の創設を」。役場の中に子育て支援課を創設していただきたく提案いたします。その課長は、係長でもいいですけども、女性にさせていただき、そしてまた段々と人数を増やす場合は、女性を多

くしていただきたいということです。

では、子育て支援課は何をするか。働きたい女性、それから子育て中の女性の支援をすることです。また、子どもの支援をすることです。現在は、男女共同参画時代、子育て中の夫婦、特に母親を支援することが甘楽町の人口を増加させること、また良い子どもを育てることに繋がり、国の地方創生の総合戦略と重なる訳です。

それより何より核家族で子育て中、近くに祖父母やそれから幼児を依頼できる友人、隣人がいない場合など大変困る訳です。

まず、その一例を挙げますと、子どもが夜熱を出し医者に行きました。翌日、子どもを保育園や幼稚園に連れてはいけません。1人で家に置いておく訳にはいかないが、仕事も休めない、どうしたらいいだろう。その日はどうしても仕事を休むことができないような場合、甘楽町の中の医院に協力を要請し、その日一日は保育士さんが子どもの面倒を見て、高熱が出た場合などはすぐに医師に診てもらえるようにし、母親ないし父親の仕事が終わりましたら、託児所に子どもを迎えに行く。その病児が休む部屋は、その日はその日で、もし次の日もあれば次の日も利用する訳ですが、その日で終了になるように各医院の敷地内に小さなお部屋を造る、空き部屋を借りたりして、病児・病後児保育所、託児所ですね。それを甘楽町で造っていく。その病児・病後児保育を依頼したいと連絡するところはどこか。それは役場の子ども支援課の担当に連絡をします。支援課の職員は、担当医院に連絡し、保育士さんにも連絡したりしながら、そこで一日ないし半日なり子どもさんを預かるようにする。

以上は一例ですけれども、次年度から試行的に始めることを是非お願いしたいと思います。当局のお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、質問5、「放課後子ども教室の充実を」。放課後子ども教室は、子育て中の両親にとって、特に母親にとって大変好評で利用者が増えています。また、学童保育も好評ですが小幡にしかありません。放課後子ども教室は、現在、授業が終わると、学校に併設されている図書室等の部屋を利用して、小学校の1年から3年の子どもで留守家庭の児童が放課後教室に来て、保護者が迎えに来るまで、地域のおじさんやおばさんが面倒を見てくださっています。時間は、授業が終わってから4時までの時間です。お母さん方からは、もう少し長ければという声も上がっています。

次年度は午後4時30分まで、そして28年度は5時まで、29年度は5時30分まで、30年度は6時までというふうに時間延長を段々としていただければと思います。学

校内に空き部屋が無ければ、廃校となる中学校を利用することも考えられます。

子育て支援をすれば、長期的には人口増になります。また、これこそ「子育てするなら甘楽町」ということを、現在、町でも標榜しておりますから、その実践例になると思います。当局のお考えをお聞きしたいです。

次に質問6、「日本でも有名な取り組みをしている市町村へ役場の職員の出張研修を推進してほしい」。役場の職員の方は、それぞれ職員の担当の部署での研修が義務付けられていると思いますが、是非とも子育ての関係、障害者の関係、高齢者福祉の関係など、その他たくさんありますけれども、順次一層の研修をするようなご配慮をお願いしたいと思います。

この間、議員で行って来ました石川県川北町、長野県南箕輪村、まだたくさんいろいろありますけれども、日本でも有名な取り組みをしている市町村へのお出張研修をさせていただきたいです。課長級だけでなく、係長から若手の職員まで順次お願いしたいと考えます。

今でも一生懸命取り組んでいる職員の方々が、他市町村への研修をすることにより必ずや今以上のアイデアを出してくださると思います。

是非お願いしたいと思います。当局のお考えをお伺いしたいです。

続いて質問7、「甘楽町にケーブルテレビの設置を」。甘楽町も高齢者の世帯が大変増加しています。情報の伝達手段は、活字だけでなくテレビの映像はわかりやすく即時に多くの方に伝わります。

南牧村のようにケーブルテレビの導入で助かる高齢者の方、忙しい子育て世代、壮年の働き盛りの方々、全ての世代に重宝すると思います。

町のお知らせや行事、過日も素晴らしかった健康祭、それから小幡小での防災訓練、まだたくさんありますが、いじめ防止フォーラム、催し物、児童生徒の様子が臨場感をもって家庭にいる人に伝わります。また、防犯のお知らせも各家庭にしっかり伝わります。そして、その映像は人々の貴重な記録となります。つまり、甘楽町の歴史になるということです。さらに、上野村のように町の魅力として食や観光を発信し、それをケーブルテレビとインターネットの両方で公開すれば、町内外の人々に町の良さを再認識してもらい観光客の増加にも繋がります。

今から導入の検討を始めていただきたいと思います。町当局のお考えをお伺いしたいです。

次に質問8、「町指定天然記念物である樹木の管理について」。甘楽町には、樹木で町

指定天然記念物となっている物がいろいろあります。その樹木の管理は、どのようになっているのでしょうか。お聞きしたいです。

樹木は長い年月を経て、現在に至っています。樹木の状態も大変良いものもあれば、人間でいえば虐待ではないかと思われるような樹木もあります。

その一つに、秋畑のヒイラギがあります。この木は、現在、木の周りの土が流れ、長く伸びた根は腐って気の毒な状態です。木の周囲を囲んで落ち葉などが流れないようにして、この木が甘楽町の宝物としてずっと長く後世まで伝わるように手当を考えていただきたいと思います。

当局のお考えをお伺いしたいです。

以上で、質問を終わります。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問が終了しました。

質問4から質問8までを一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（**茂原 荘一君**） それでは、山崎愛子議員から5問というたくさんのご質問を頂きました。「子ども支援課（センター）の創設を」「放課後子ども教室の充実を」、この2問について、一括してまず最初にお答えをしたいと思います。とっております。

議員ご承知のように、子どもの教育、そして保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みといたしまして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布されました。このことはご存じだと思っておりますが、その中で、子ども・子育て支援事業計画の策定等の意見を聴くための審議会その他の合議制の機関の設置が求められ、本町においてもニーズ調査の実施や子ども・子育て審議会を設置して、子ども・子育ての新しい制度の導入について、公募委員をはじめとする子育て当事者の皆さんにもご参画を頂いて、子育て環境の整備等について、現在意見を頂戴し、平成27年4月の本格稼働に向けた準備を進めているところであります。

その中で、組織・機構の改編については、1つの施策のみの効率性を考えるのではなく、本町の業務全般について熟慮した上で実施する必要があると考えております。当面は、町民の要望に的確に答えながらも、限られた人員の中で業務を効率的・効果的に遂行していくことのできる体制づくりを念頭に、業務分担を見直すなどの措置を講じていきたいと思っております。

続いて、放課後子ども教室につきましても、先程申し上げました「子ども・子育て審議

会」において、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごすことができる居場所づくりについて検討しており、議員ご指摘の「学童保育」「放課後子ども教室」のあり方について、さまざまな意見を頂いております。

子ども・子育てを取り巻く環境が大きな転換期を迎えていることは、議員のご指摘のとおりであり、子どもたちの放課後の安心・安全な居場所を確保するためには、「学童保育」と「放課後子ども教室」の拡充は必要であると考えております。

その上で、本町としても文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を原則として、全ての小中学校で一体的あるいは連携しながら事業を実施するように両省が本年7月に提唱した「放課後子ども総合プラン」に基づき検討を進めているところでございます。これによりまして、甘楽町の子どもたちが安全で健やかに活動できる場所を確保し、地域ぐるみで取り組む総合的な放課後対策の推進を図っていききたいと考えております。

今後におきましても、いわゆるそのニーズを把握し、少子化対策と子ども健全育成のため、全力で取り組んでいききたいと考えております。

引き続きまして、「職員の出張研修を推進してほしい」、このご質問にお答えをいたします。

議員からもありましたように、先進地に学ぶことは多く、これまでも業務を遂行をする上で必要な研修は実施しておりますし、特別な制限はしておりません。

現在は、インターネット等で必要な情報が瞬時に取得でき、研修に伴う旅費や時間も節約できることから、インターネット等を活用した情報収集の割合が増えているようであります。

しかし、「百聞は一見にしかず」と申しますように、現地を訪れ、目で見て肌で感じることもあります。これからも、実務研修はもとより、業務に応じた先進地視察等を通じて、職員一人ひとりの意識の改革と公務遂行能力の向上、そして人材育成に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

続きまして、「甘楽町にケーブルテレビの設置を」のご質問にお答えをいたします。

市町村が運営しているケーブルテレビにつきましては、山間部や人口密度の低い地域、または離島などの電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で整備されています。

群馬県下を見ますと、過疎地域自立促進特別措置法に基づく人口要件及び財政力要件に

より指定されている過疎地域の町村で設置がされており、山崎議員の言われるように南牧村、上野村の他、神流町、東吾妻町が自治体としてケーブルテレビを設置している町村となります。

南牧村のケーブルテレビの概要でありますけれども、南牧村は平成9年に全世帯に導入をいたしました。その時、南牧村が投じた費用は、17億円でありました。その当時の南牧村の世帯数1,400世帯で割り返しますと、1世帯当たり121万4,000円掛かっております。平成9年の金額で、もし仮に甘楽町の今4,745世帯でこれを導入するとなると、57億6,043万円の費用が掛かります。年間の維持経費につきましても、南牧村では、年間約3,000万円程の費用が掛かっているということです。このように、非常に多額の費用を要するものであります。

山崎愛子議員のおっしゃる利点等は理解できることもありますけれども、現在の町の財政状況から設置することは不可能だと考えておりますので、設置する考えはございません。

今後も、町の防災無線による防災情報はもちろんのこと、町の諸行事のお知らせ、そして町広報誌やホームページによりイベント情報や地域の活動状況について、広く住民の皆様に伝えていく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、町指定天然記念物の樹木の管理につきましては、教育長がお答えをいたします。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 天然記念物、文化財等を所管します教育委員会としてお答えいたします。

山崎愛子議員の「町指定天然記念物である樹木に管理について」のご質問を頂きました。

樹木の管理は所有者が行っておりますが、樹勢に衰えがある場合は樹木医に診断して頂き、その処置方法について手立てを行っております。

秋畑のヒイラギにつきましては、樹木医に診断していただき平成12年度に樹勢回復処置を行っております。また、「木の周りの土が流れ、長く伸びた根が腐って気の毒だ」とのご指摘ですが、もともと表土のない岩盤に根を張り推定530年の歳月を生きてきたヒイラギです。平成25年3月発行の「甘楽町の文化財」では、「根張りを露出していて、

いかにも大地をつかんで立っている勢いが感じられる」と紹介されております。安易に現状を変更するようなことは価値を損なうことになりかねません。もとより所有者がおられ管理されておりますので、必要に応じて所有者や樹木医と相談し、適切な管理に努めてまいりたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 質問4から質問8までの答弁が終了しました。

まず、質問4について、2回目の質問がありましたら願います。

◇3番（**山崎愛子君**） 役場の部署に子育てセンターというか支援課というか、そういうのを設けていただきたいということなんです。子どもというのは1歳から18歳ですよ。そして学校に出たら、今度は教育委員会の管轄に多くなりますけれども。今、病児・病後児保育のお願いをした訳ですけど、これはもう本当に喫緊の課題で働いているお母さんにとっては、本当に困ったなど。今、ここにはほとんど男の方ばかりですけれども、母親なんかだったら、熱が出て、本当に困っちゃう訳ですけども。現在はそれはどうしようもないから。でも、高崎だとかそういうようなところは、子育ての病児・病後児保育なんていうのがある訳で。実は交付金としてお金が厚労省の方から県に出ているんだと思うんですよ。その他にも子どもの問題は虐待もあれば、いろいろありますよね。発達障害とかそういう時に、その支援課がこれはこの課だというふうに、そこに回していただいて、その課の担当の方でその問題の解決をしてもらおうと。とにかく子どもの関係というのは、公園を造るなら振興課ですし、もういろいろあると思いますね。だから、まず最初に私が1つ例を出したのは、病児・病後児保育で、現在働いているお母さんとお父さん、特に核家族では困ってしまう訳で、そういうのを受け止める課を作ってもらえればありがたい。子どものことはまだまだいっぱい問題がある訳ですね。だから、子育て支援課をどこに作っても、その課だけでは対処できない訳ですよ。だから、絶えず連携ということ。学校教育の中では、もうずっと、私が働いているころも横断的というので、横の連携をとってとってということでしたけれども。お金が無い大変なお家だったら福祉課の方じゃないけど、そちらの方に渡すとか。そういういろんなのがあると思いますので、是非子どもの支援をする課を作っていただいて、まず課長を女性で、次は係長をと言いましたけれど。最初は予算の問題もありますから、少しずつでいいんですけども。そういう今困っているニーズ、必要性に対してやっていたところは、この前の議員で研修に行った石川県川北町なんかでも。そういうことでお願いしたいと思っております。

◇議長（黛 哲夫君） 質問の要旨をはっきりしてください。

◇3番（山崎愛子君） だから、そういうふうには支援課を作っていたらいいということ。今の必要なものを少しずつクリアして行って長い間かかったら、人口も増えていくし、そういうことだと思いますので、是非お願いいたします。

◇議長（黛 哲夫君） 要望でいいんですね。

◇3番（山崎愛子君） はい。要望というか、考えていただきたい。

◇議長（黛 哲夫君） 続いて、質問5について、2回目の質問がありましたら願います。

◇3番（山崎愛子君） 放課後子ども教室もお願いできればなど。お答えいただいたのが一括でしたから。

◇議長（黛 哲夫君） 質問5はよろしいですね。

◇3番（山崎愛子君） 今は4と5だったので、今度役場の職員の研修につきましては、もう百聞は一見にしかずという町長さんからのお答えを頂きましたので、是非よろしくお願ひします。

◇議長（黛 哲夫君） 質問5はいいんですね。

◇3番（山崎愛子君） はい。質問5は。

◇議長（黛 哲夫君） 質問5は終了しました。

質問6について、2回目の質問がありましたら願います。順番に行きますので。

◇3番（山崎愛子君） 役場の職員のことですね。質問6ですからね。それは、百聞は一見にしかずということで、今後も他市町村への研修をまた進めていただければ、それで結構です。要望ということでよろしくお願ひします。

◇議長（黛 哲夫君） 質問6は終了しました。続いて、質問7について2回目の質問がありましたら願います。

◇3番（山崎愛子君） ケーブルテレビ、これは平成9年の17億円だけど、現在はもっとずっと掛からない。お金をここでちょっと私も言いにくいんですけども、もっとずっと掛からなくて、そしてカメラも安いし、そして光ケーブルの線をとというんですけども、そんな何億円も掛からなくてもできるのではないかと思って、補助金を使ったりしながらということで検討してもらえればありがたいなということで、要望です。

◇議長（黛 哲夫君） 質問7が終了しました。

続いて、質問8について、2回目の質問がありましたら願います。

◇3番（山崎愛子君） 平成12年に樹勢の回復を図ってくださっているということなんですが、よそから来た方にも、ちょっとかわいそうねと。木は、人間と違ってしゃべりませんから、苦しいとか、そういうことが言えませんから。その木がうまく岩盤に根を張って耐えているというそういう見方もありますけれども、絶えずそういう木、すごく良い松なんかもありますから、それは今後続くようによろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（黨 哲夫君） 要望ですね。質問8が終了しました。

以上で、山崎愛子君の質問が全て終了いたしました。

次に、質問9を議席第10番、中里芳久君、登壇の上、質問を願ひます。

◇10番（中里芳久君） 「人口減少対策と対応について」ということとござひます。

今、国は人口減少に直面する地方の再生を最重要課題として立ち上げ、地域の実情に合わせた対策を打ち出す方針である。本県も、人口減少問題に対応するため専門的組織の立ち上げ、設置などの具体的検討に入っている。当町も、既に取り組み検討をしているところですが、人口減少対策と対応について、具体策を提案いたします。

①子育て支援のための資金給付制度の取り入れ。

②雇用の拡大。

③住宅取得費用の助成。

町長をはじめ町民一丸となり、特色あるまちづくりを目指していくことが人口減少の歯止めとなり、町の活性化に繋がるでしょう。お伺ひします。

◇議長（黨 哲夫君） 質問が終了しました。

答弁を願ひます。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、中里議員の「人口減少対策と対応について」、このご質問にお答えをいたします。

国では、ご存じのように9月に地方創生担当大臣を新設しました。まち・ひと・しごと創生本部を設置して、地方創生の実現に向けて、少子化対策や地域経済の活性化、女性の活躍を後押しする事業等に力を入れるとしております。

地方創生関連2法案が11月の参議院本会議で可決、成立し、今後、政府は人口減少の抑制や東京一極集中の是正に向けた具体策の取り組みを本格化させることとなります。

群馬県でも人口減少対策に取り組むべく群馬県の未来創生本部を立ち上げ、35市町村との意見交換を実施しているところであり、人口ビジョンや重点施策を盛り込んだ総合戦

略の策定に役立てるとしております。

町におきましても人口減少対策等において、町独自の取り組みにつきまして、十分検討するよう課長会議等で指示をしてきたところであります。

現在、町の人口減少対策であります。1つ目の子育て支援のための資金給付制度は、現在、出産祝い金支給や三世代同居世帯子育て奨励金、幼稚園児の給食費の無料化、第3子以降の保育料の無料化などの取り組みを実施しているところであります。

2つ目の雇用の拡大につきましては、工業団地等への企業誘致を実施し、雇用の拡大を図ってきたところであります。今後、県との連携を図るとともに情報収集に努め、引き続き企業誘致を図っていききたい、そして雇用の拡大に努めていききたいと考えております。

3つ目の住宅取得費用の助成につきましては、平成22年度から住宅の新築、そして建て替え、中古住宅の取得に対して初年度の固定資産税相当額を定住応援金として交付をしているところであります。

今後におきましては、これらの事業の拡充を図れるか、そして新規事業の実施につきましては、国の動向に十分注視をし、今後、財政措置が受けられるような創意工夫を活かした取り組みを全庁一体となって行って、議員がおっしゃられるように積極的に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら願います。

◇10番（**中里芳久君**） 大変具体的な答弁でございまして、本当にありがとうございます。確かに、この問題は非常に難しい問題で、我々議会も人口減少対策研究会というのを立ち上げまして、ここ2、3回、皆と議論をいたしまして、莫大な資料でございまして、これを一概に解決するかということは、なかなか難しいことでございます。それで、27年度4月には、国の方から指導員、あるいは派遣の職員を回して、各都道府県に入りまして、県の指導に入るということでございますので、町長さんもお忙しい中ですが、ひとつ体には気をつけていただき、十分に頑張ってくださいと思います。

以上、終わります。

◇議長（**黛 哲夫君**） 要望ですね。以上で、中里芳久君の質問が終了しました。

次に、質問10を議席6番、長岡敬一君、登壇の上、質問を願います。

◇6番（**長岡敬一君**） 私は、造石の法華経供養遺跡にトイレと駐車場の設置をしていた

だきたいとお願いする中で、町の考え方を伺いたしたいと思います。

町の唯一つの県指定史跡造石法華経供養遺跡、造石のお地蔵様にも、町の観光開発の効果によって大変最近見学者が増えております。

そこで、訪問者からいつも問われることは「駐車場はどこですか」「トイレはございませんか」という問い合わせでございます。町の観光施設での駐車場の整備、トイレの設置などが数多く進められておりますが、このお地蔵様にも設置を是非考えていただけないでしょうか。

併せて、この遺跡の南側の傾斜地がずっと荒れ放題になっている訳ですね。やはり、その改善について町としての考えを伺いし、できれば低樹木を植えるなりして、何らかの改善策をひとつ考えていただきたいと、このようにお願いをし積極的なご答弁を頂きたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 「造石法華経供養遺跡にトイレと駐車場の設置」というご質問を頂きました。

富岡製糸場の世界遺産登録に伴い、甘楽町の観光客も増加しております。増加しているところは限られた施設であり、特に本遺跡の観光客は増加しているとは言えない実情でございます。

ご質問の造石法華経供養遺跡にトイレと駐車場の設置とのことですが、議員もご承知のとおり遺跡内における設置スペースはございません。また、県指定史跡でありますので、指定地域内の掘削をすることもできません。駐車場、トイレを設置することにはかなりの困難が予想されます。

また、遺跡南側の傾斜地も指定地域内でございますので、管理をお願いしている第27区と県に傾斜地の管理方法を相談し、検討してまいりたいと考えております。ご理解頂ければと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら願います。

◇6番（**長岡敬一君**） 確かに、今、史跡内での駐車場スペース、それからトイレなどの

建設場所はもう無いのは十分承知でございます。しかし、その周囲の土地を買収すれば作れることなので。そういう方法についてもある訳ですから、すぐにやってくれということではなくて、やっぱり計画をもって、あそこを駐車場にすれば車が5、6台程度のスペースと、それにトイレをつけると、こういう形をもってやっていただければ、十分可能ではないかと。お金は掛かると思うんですけどもね。今までこの史跡については、ご存じのように大篤志家がおりまして、いろいろとご援助を頂いてその整備をやってまいりました。全て何でもかんでもという訳にはいきませんので、あえてこの場で、町にそういうことをお願いしたい。

それで、後は南側の傾斜地ですけれども、これはやっぱり地元としても、いろいろ相談をしていきますけれども、そういう整備について町としてもこういう形はあるんじゃないか、という提言も考えていただきたいんです。うっかりあそこへ勝手に木を植えれば、史跡の中に勝手に木を植えたということでおとがめがあるんですから。だからやっぱりそういう前に行政の方として指導的な役割を持っていただければ、我々としても一層進めやすいと思いますので、その辺について、またお考えをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょう。

◇議長（**黛 哲夫君**） 教育長。

◇教育長（**柴山 豊君**） 確かにスペースがございませんので、造るとすれば、新たに土地を購入するというふうになるであろうと。土地を購入して確保するということになりますと、教育委員会の範疇を超えますので、これは後で町長の方からお答えいただけると思います。唯、その場合に、観光施設としてどれだけの観光客が訪れているのか、恐らくそれを調査しなければならないだろうと。本当に毎日のように大勢詰めかけて来る。あるいはバスで来る、団体で来るというようなことになれば、駐車場ということも考えなければなりませんけれども、ぽつんぽつんと聞けば一日に1組とか2組程度であれば、今でもちょっとしたスペースがございますので、何とか間に合うのではないかと考えておりますけれども。観光客が増加し非常に混乱をしてしまうんだと、地域が迷惑しているということであれば、その辺は今後検討していかなくてはならないと思いますけれども、現在のところはそこまで来ていないのではないかという認識でございます。もちろん、確かに地元から見れば、そういうお尋ねをされるケースもあるんだらうと思いますけれども、これについては、調査が必要であらうというふうに基本的には思っております。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら願います。

◇6番（**長岡敬一君**） 私が居るときには、やっぱり一日に数組の見学者が来ているんですね。私の家が近くだから、そうやって来ると、車1台の場合はあそこへ止められますよと教えてやるんだけど、2台から3台になると止める所は無いらから、私の家の庭へ置いていっていいよという形の案内をしているんです。それは私が直面すれば、地蔵様はどこかと、あるいは車はどこに置いたらいいのかということになりますので。やっぱりそういう意味で調査も結構でしょう。是非、そういう形で再考をお願いしたいと思いません。

後、トイレについてなんですけど、お祭り行事をやると今度はやっぱり観光客じゃなくて、地元のお祭りで一杯飲んだときは、もう周りが臭いだらけなんですよ、トイレのね。そういうこともあって、あそこへ段々と住宅も建ち始めてきましたので、ぼちぼちと簡易トイレみたいなやつでもいいでしょうから設置をしないと、やっぱりこのままで良いという訳にはまいりません。この問題については27区とも話をしながら、この機会を利用して町に訴えてくるという形で、地元についても了解を取っておりますので、是非、町長、今度は土地の確保について、それもひとつ計画の中に入れながら、整備をやっていただきたいということをお願いして、私の3回目のお願いを終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

町長、一言。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） 今、教育長がお答えしたとおりかなと思っておりますけれども、議員さんをはじめ地域の皆さんが、駐車場の利用等で便宜を図っていただきながら利用していただいている、そのことにつきましては感謝を申し上げます。

先程教育長が申しあげましたように利用者のニーズといいますか、そういうものを十分調査しながら、今後、先程議員からご質問ありましたような駐車場なりトイレなり、そういう問題については検討を進めていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇6番（**長岡敬一君**） はい、わかりました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 以上で、長岡敬一君の質問が終了しました。

次に、質問11から質問14までを議席12番、山田邦彦君、登壇の上、一括で質問を

願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は、4つのことについて質問いたします。

まず、「町長選挙や町議会議員選挙時に選挙公報の発行を」をテーマに質問いたします。

投票所が12か所から4か所に減ったことにより、公営掲示板の数も激減をしています。町から県、そして国の各選挙管理委員会やマスコミ、その他の立場の人たちが「投票率向上」のための工夫、努力をしてきましたが、その成果がほとんど見えません。そんな中、町選挙では、立候補者の顔や名前を知ることのできる唯一とも言える情報源である公営掲示板を減らしてしまいました。その代替りの情報源がどうしても必要だと思っています。

公職選挙法では、選挙期間中に候補者の氏名や顔写真、そして候補者本人とわかるようなイラストなどを載せた文書を一般の有権者向けに見せても配ってもいけないことになっています。公報の形で知らせる他には方法がありません。

候補者はどこの誰か。公約はどんなことを言っているのか。わかりやすく伝える必要があります。身近で一番関心のある選挙で、きちんとした情報が有権者に届かないということは避けなければならないと思います。

そこで、町長選挙、そして町議会議員選挙の選挙公報の発行が必要と思いますが、いかがでしょうか。町の考えを伺います。

2問目は、「甘楽町かるた」の再発行をしてはいかがかということで質問いたします。

1989年（平成元年）発行の「甘楽町かるた」は、当時の甘楽塾の皆さんが作成し、「上毛かるた」と同じように大変良くできていると思っています。子どもたちが遊びながら物事を覚えた時には、一生の宝物になると思います。町の行事や歴史、ハード面、ソフト面を学べる面でも大変有効なものです。

現在、絶版状態にあります。再発行をして町内外の子どもたちに活用してもらい、一層町のことを学んで知っていただき、郷土愛を育てていただいてはどうでしょうか。その際に必要があれば、改訂なども視野に入れる必要もあると思います。

「上毛かるた」はご存じのとおり、群馬県人全員が知っている状況があります。「甘楽町かるた」も甘楽人が全員知っていることになれば、町おこしやまちづくりに大きな力になるのではないかと思います。

①再発行は町が行うのが一番ふさわしいと思いますが、NPOなどに委ねてもいいと思

いますが、いかがでしょう。

②再発行をした後には、新入小学生や新しく住民になる方にプレゼントをしたりして活用してもらうこと。

③家庭の中や友達同士で遊び、大会など開催するなども有効ではないかと思います。

④町内はもちろん、町外の商店や道の駅、あるいはスーパーなどでも販売していただき、町外の人にもPRをする。

⑤他地域との交流の場、いろいろなお祭りですとかサミットやイベントなどがありますが、そういうところでもPRをする。

⑥視察・研修の先や、来町していただいた方へ名刺のように渡して紹介をする。

いろいろな場面で活用できると思いますが、いかがでしょうか。

3問目に移ります。「ごみ袋の無料化、または値下げを」というテーマで行います。

2006年7月から、いわゆる「ごみの有料化」が行われました。この間、たくさんの方や販売店からも、ごみ袋の値段が高過ぎる、値下げをしてくれ、こういう声を聞いています。

町長は有料化の当初から、それなりの成果が出るかを見る必要があり、有料化を見直すかどうかを考えるのは5年とか数年過ぎてからの話、と発言していました。今現在、5年とか数年が過ぎました。現在まで住民の皆さんは、減量のための努力をしたり工夫をしています。町に協力をしてきました。その結果、住民1人当たりの1日のごみ量が、群馬県の中で下から2番目という高水準の成果を生み出すことができました。まさに官民一体となり取り組んできた成果だと思います。

これを記念することを含め、①ごみ袋の有料化はやめるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

②無料にすることができなくても、半額なりに値下げすることは可能だと思いますが、いかがでしょう。今現在の値段は、群馬県の中で上から2番目の高価格となっていると先日報道されていました。

③特に、プラごみ、青い袋のごみ袋ですが、これはリサイクルをしているものなので有料にする道理が私には理解ができません。

町のお考えを伺います。

最後、「振り込め詐欺防止策等について」伺います。

「交通事故を起こした、金が必要だ。」とか「株で大損した。会社の金を使い込んだ。」

それなので、今日中に何百万円必要だ。」とか、振り込め詐欺、オレオレ詐欺とか、成りすまし、架空請求、融資保証金、あるいは還付金詐欺など、いろいろな言葉ではありますが、今、蔓延をしています。

国中で、振り込め防止策を呼びかけていますが、一向に被害が収まりません。

甘楽町では、毎日のように防災行政無線や安全安心メール、さらには広報などの啓発記事などで振り込め詐欺に引っかからないよう呼び掛けています。その効果もあり、幸い、現在町内ではまだ大きな被害、詐欺事件はないと聞いています。悪質な訪問販売や空き巣狙い、また車上荒らしなどもちらちら見え隠れしています。

そこで、伺います。①電話での振り込め詐欺の勧誘が多い訳ですが、相手が電話を掛けると、電話内容を録音する旨のコメントが流れ、実際に録音される装置の設置の補助などをしてはいかがでしょうか。大変効果が大きいと聞いています。

次に②詐欺の電話が掛かってきたときに、読むだけで話を終わらせることのできるようなセリフの書いてあるプレート電話の前に置く、張りつけて置くようなものを作り、配布してはいかがでしょうか。

また③玄関だとか、門、そして門扉などに掲げることのできる悪質商法など撃退のために役立つ、自動車や自転車、バイクなどにも盗難を思い留まらせるようなシールだとか、プレートなどを全戸あるいは希望者に配布してはいかがでしょうか。

町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（**黨 哲夫君**） 質問が終了しました。

質問11から質問14までを一括して答弁を願います。

町長。

◇町長（**茂原莊一君**） それでは、山田議員から4問の質問を頂きましたので、1つずつお答えをしていきたいと思っております。

まず、選挙公報の発行のご質問でありますけれども、山田議員からは過去にもこのような質問を頂いており、お答えをしてきたところでありますけれども、まず町長選挙、そして町議会議員選挙における選挙公報を発行するためには、公職選挙法の定めによって選挙公報条例を制定することが必要だと思っております。

この条例の中で、発行の趣旨や回数、掲載内容や掲載文の申請の期日、配布日などを詳細に定めることになっております。

しかし、この条例制定に当たっての最大の課題は、国政選挙や知事選挙に比べて選挙期間が極めて短いというところにあると思っております。

公報の意義は十分に理解しているつもりでありますけれども、このように短期間で作成し、そして皆さんに配るということになりますので、正確性や公平性に十分配慮した方法でできることが必要だと思っております。

そして、選挙公報の発行は、選挙管理委員会が行うことになりますので、選挙管理委員会の意見もお伺いしなければなりません。

重ねて申し上げますけれども、短期間での発行は難しいと考えております。期間の関係であります。告示日から5日間と定められておりますので、選挙公報を投票日の前日までに有権者に届けることを前提に考えますと、まず届け出を5時に終了した後、編集をし、校正、印刷、納品をいただいて、配布準備に入る。これは2日と半日程度、最大見ても3日を見なければならぬと思っております。このように、もし何か不測の事態に対応するだけの、もう1回刷り直しだということになりますと、時間的な余裕がないのではないかなと心配をしています。これは、新聞折り込みを前提としての準備期間であります。その他に、行政区の区長や組長を通じての配布というのが考えられますけれども、そうしますと行政区の役員の皆さんに負担や責任が非常に掛かりますので、これが望ましいと言えるかなと思っております。

それと同時に、現在は期日前投票が非常に定着をしてきました。期日前投票は、告示日の翌日からできますから、選挙公報がまだ届かないうちにかかりの人が投票をしてしまう訳であります。また、期日前投票をせずに選挙公報が来るまで待つとなると、期日前投票に水を差すことにもなりかねませんので、その辺の心配といたしますか、不公平感が少しあるかなと思っております。

更に、新聞折り込みで対応できない選挙人も今度は出てくる訳でありますから、役場やその他、適当な場所に選挙公報を置いて、そこへ町民が取りに行くということになるのかなと思っておりますけれども、そのようなこともありますし、これらもまた皆さんに良く広報しておくことも必要だと思っております。

平成11年6月の議会だったですか、山田議員のご質問に当時の選挙管理委員長が本会議に出席をして、期間的に難しいという答弁をしました。選挙公報の意義は十分理解できますけれども、やっぱり選挙人の皆さんに訴えることは、日頃の活動、これを選挙人の皆さんは見てくれているんだと思いますので、日常の取り組みを強化されることが一番かな

とされているところであります。

再三申し上げますけれども、非常に日程的に難しさがあるということをお答えしたいと思っております。

それから「甘楽町かるた」でありますけれども、このかるたの再発行のご質問を頂きました。この前の全員協議会でもお話をしましたように、発行から26年、もう「甘楽町かるた」が経っているようであります。そのように26年経ちましたから、手すき和紙や物産センターですとか、いろんな読み札、取り札に多少の相違がございますので、その辺の検討も必要かなと思っております。現在に合った読み札と取り札、そして活用方法を含めて文化協会にぜひこの辺のところの取り組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、ごみ袋の無料化または値下げをというご質問を頂きました。この件につきましても、山田議員から再三ご質問を頂いてきたところでございます。

これまで、自前の焼却施設を持たない私どもの町にとりまして、即時の引き下げはなかなか困難であるという事情を理解して欲しいというお話をしてきました。しかし、一定の町民負担の軽減を否定するものでは無いと、一定程度の時期に、また見直しをというお話をしてきたところは、先程質問にもございましたとおりであります。

平成18年7月からこの手数料方式を導入して、ごみの排出した量に合わせて、町民の皆さんにご負担を頂いてきたところであります。このことは町のごみの減量にも繋がっておりますので、非常に町民の皆さんに感謝を申し上げるところであります。

特に、コンポストですとか、生ごみの水切りや資源ごみの分別、ご家庭の努力によりまして、排出量は平成24年度の資料でありますけれども、1人1日当たりの排出量が572グラムでありました。これは群馬県内で少ない方から2番目でありました。リサイクル率は27.2%、これは高い方から6番目になります。このように非常に高い実績を上げております。このことは町民の皆さんが、日頃の減量化等々に取り組んでいただいた成果だと感謝申し上げます。

そして町では、この減量化を更に進めるために平成24年度からは古着のリサイクル回収をスタートさせました。そして、燃やせるごみの収集回数を増やして欲しいという要望がかねてよりございました。本年7月から燃やせるごみのみでありますけれども、収集日を週2回に増やすなど、サービス向上に努めてきているところであります。

1点目の有料化をやめるべきではないかというご質問でございますけれども、このこと

につきましては、受益者負担の原則によりまして、一定程度の費用負担を図っていただくことは、このことによってできているのではないかなと思っておりますので、現在のごみの手数料の徴収方式は継続をしていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

そして継続の中で、値下げの考えはというご質問がございました。この手数料徴収方式につきましては、近隣の市町村に比べてごみ袋の値段にごみ処理の燃やす手数料が含まれているので、非常に高いということは承知をしておりますし、高いというご批判があることも私は承知をしております。この後、指定ごみの価格につきましては、分別をしていただく皆さんに還元するような形で、引き下げ等は検討していきたいと考えております。

しかし引き下げた場合に、町の経済的な負担、町の財政的な負担がどうなるか。それから一般の町民の皆さんのごみの分別意識が弱まりはしないか等々の心配もありますので、この後、環境保健協会、そして関係者の皆様から十分意見を伺った上で、この減量化、資源化の意識を継続して、かつ町民の皆さんがより適正と判断する価格について、結論を出していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

最後に、振り込め詐欺でございますが、確かに毎日のように防災無線放送、防災メール等に振り込め詐欺防止の放送があります。

犯罪の手口は巧妙化して、振り込め詐欺の種類によっては増加するような状況で、深刻な社会問題となっているようであります。そして、これらを未然に防止して誰もが安心して暮らせるように、警察をはじめ、富岡甘楽地区防犯協会や甘楽町消費生活センターの皆さんと連携し、啓発活動をはじめ犯罪防止に努めているところであります。今回のお知らせ版と一緒に消費生活センターからのチラシもお配りをしてきたところであります。

最初の録音装置の補助でございますけれども、これは現在の電話機には、かなりの機能がついておまして発信番号を表示することや、非通知や着信拒否、そういうことができるようになっております。このような機能を十分利用していただくことが得策かなと思っておりますので、あえて録音装置を各家庭に補助して設置することは、現在のところは考えておりません。

それから、2問目の詐欺の電話が掛かってきたときに読み上げるセリフを書いたプレートを配布すること。これは詐欺の電話だとわかるのであれば、その場でもう切ってもらって、もう後の対応はしないと。そのセリフは読み上げなくてもいいんじゃないかと考えておりますので、これも考えておりません。

そして、3問目の悪質商法の撃退や自動車、自転車、バイクなどに貼付する盗難防止シ

ールの配布でありますけれども、これもシールをそれぞれの人が車なりバイクなりいろんな大切なものにシールを張るかという点、費用対効果という点で難しいのではないかなど考えております。しかし、警察や防犯協会、そして町の消費生活センターの皆さんと連絡を密にして、防災無線そして安全メール等によって、犯罪防止や積極的にこれからも努めていく所存であります。

多くの関係者の皆さんと連携そして協力して、犯罪防止に努めていきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問11から質問14までの答弁が終了しました。

はじめに、質問11について、2回目の質問がありましたら願います。

◇12番（**山田邦彦君**） 過去に何度かというお話がありました。唯、その時には公営掲示板の数が80数か所あった訳で、今現在と根本的にと言うとちょっとオーバーですが、随分情報量が違うんですね。

今回の選挙戦、特に見させていただいたところ、本当に風景の中に紛れてと言いますか、30数か所では気がつかない部分が随分あるんですね。ですから、例えば掲示板をそもそも、もう本当に今の数よりも増やしてはいけないのかも検討していただきたいのが1つです。

それと告示期間が5日間と定められているという話でしたが、選挙法のちょっと何条かは忘れましたが、告示期間の項を見ますと、遅くても5日前までに告示をするというふうに書いてあるんですね。町長選挙と町議会議員選挙に際しては。遅くともということは、10日前でも、オーバーに言えば1か月前でもいいんですよ。唯、それは現実的ではないので、例えば7日前ですとか、それは市がそういうふうになっている訳で。主な市ですと、殆どの市が選挙公報を発行しています。町長言われたように、いろいろ決めなくちゃならない事、仕事をしなければいけない事はあるんですが、そのわずか2日間だけでも延ばせば、それほど難しくなくできているのが現実です。是非、そのことも含めて検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

それと、いわゆる業者に発注する場合には、先ほど3日間なり掛かるような話もありました。唯、やっぱり条例の中でそれは入るかどうかが判りませんが、規則かどこかで、要するに届け出をする時に、もう編集して校正済みの原稿をそれぞれの候補者の方が持ってきて、書類と一緒に納めるようにすれば、3日間掛からずに済む訳ですね。それは5日間の中でも私はできると思うんです。そういう時に、職員の方だとか行政連絡区の方に、いろ

いろな新たな仕事をしてもらおうのだと、やっぱり大変だと思うので、それは例えばボランティアの方々に10人なり20人なり或はそれ以上になるかもしれませんが、選挙ボランティアということをお願いしながら、印刷をしたり配ったりというのは、不可能ではないと思うんですね。是非、そこも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原莊一君**） まず、告示日の関係でありますけれども、その5日という決まりといますか、決まりでないんだというご質問もございましたけれども、1つは国全部の中で、5日間という中で選挙を行っているのが実態でありますから、そのことはご理解を頂けるのかと思います。

そうかといって、甘楽町だけ10日間の日程でというのは現実的にはなかなか無理であろうし、大変だというふうに私は思っております。

それと、確かに選挙に立候補する人は、書類の事前審査を行っております。この事前審査の段階で自分の選挙公報に載せる原案を届けてもらうこと、そのことはもちろん行わなければ、当日5時以降になって、さあ書いて持ってきてくれではできませんから、そういうことはできると思っておりますけれども、現実的に5時間際になって立候補の届出に来る人は無きにしもあらずだと思っておりますから、5時まではもう待たざるを得ないということだと思っております。もし3時頃になって、どうも無投票じゃ大変だから俺が行ってみようというような人が出てくれば、またその人の分を内容をチェックしながら取り組んでいくこととなりますので、なかなか一概に届け出を先にした人のみのものでできませんから、その辺の難しさはやっぱりあるのかなと私は思っております。そうすると、さっきも言いましたように、時間的なものに繋がっていくかなと思っております。

選挙公報が駄目だと言っている訳じゃありません。必要だということはわかりますけれども、期日前投票の話も先程させていただきましたように、告示日の次の日からもう投票ができる訳でありますから、その人には選挙公報は行きませんから。その辺のところもご理解を頂いて、先程申し上げましたように山田議員のように日常の取り組みを選挙人は一番良く見てくれていると思っておりますので、是非頑張ってくださいと思います。

以上です。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら。

◇12番（山田邦彦君） 必要性が分って手をこまねいて見ているというのは、やっぱり言い方が変ですけど、努力が足りないのかなと思います。

今回の、前回の参議院選挙もそうなんですが、とにかく箇所数が少なくて、本当にどこで誰がどういう形で立候補したというのが分りづらい。大体、市会議員とか市長選以上の選挙だと選挙公報が発行されて、その後見られる訳なので、それはそれほど矛盾がないのかなと思うんです。

唯、先程の選挙公報が届く前に期日前投票というお話でしたが、それは今現在の他の国政選挙の時でも、告示公示以降に1週間ぐらい経ってから、或はもしかしたらもっと時間が経ってから届く家庭がある訳なので、それはここで言うできない理由にはならないのかなと思うんですね。しない理由というんでしょうかね。やっぱり時間との戦いというのがある訳なんですけど、殆どの方は事前審査に書類を届けるというか、打ち合わせに来てもらって、その後、告示日が来る訳ですね。

今までの例で、甘楽町の選挙は、何回あったんでしょうね。町長選挙を混ぜると随分、20回位、30回近かったですかね。その中でも、その日になって書類を揃える方というのが、どの位いらっしまったか分かりませんが、それは殆ど例外的に、1回の選挙で見れば、ゼロか1かということだと思っただけなんです。その1人か2人の分であれば、5時に締め切った後に編集をして、校正をしてというのは、それほど時間がかからないと思っただけですね。要するに、その日のうちにできると思っただけなんです。その中で、その日のうちに印刷ができれば、3日間労さずに選挙公報がきちんと届く形になるのかなと思っただけなんです。告示になってから、例えばあそこここに公報があります、無い人は取りに来てくださいというのであれば遅くなっちゃう訳ですが、もう選挙が予定されているのが分っていて、例えば選挙公報を発行するのが分っていれば、2か月前とか1か月前に予告ができる訳ですよ。こういうやり方でやりますので、是非漏れなく取りに来てください。或は、その日の新聞の中に折り込みますので、見てください。その他のことも含めて情報としては流せる訳ですよ。それは、やっぱり一番身近に関心のある選挙、例えば現職で議員をやっている、町長におっしゃっていただいておりますが、多少なりとも活動の内容は知らせられると思っただけなんです。唯、やっぱり新しい方ですとか、90日前に選挙人名簿に登載できれば被選挙権もある訳ですから、全くそういう意味では隣近所の人分からない人も法律の上では選挙に出られる訳ですよ。もっと言えば、東京か大阪かどこかの有名人が90何日か前に甘楽町に住み票だけ持ってきて、選挙に出るといってもできる訳ですよ。

ね。そういう人たちも含めて考えれば、やっぱりあんな人知らなかったよというので投票日を迎えるのではなくて、やはり全部わかった上で投票行動に移る、こういうことが大事だし、最初の話に戻りますが、投票率の向上にも繋がるのではないかと思うんです。

そういうふうなことも考えて、是非、選挙公報を。最初から無理じゃないかということ考えずに、発行するための方向を向いて検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原莊一君**） 大変ありがとうございました。いろんなご指導を頂きました。選挙公報につきましては、最初の答弁でお答えしましたように最後は選挙管理委員会にお願いする訳でありますので、今日のご質問のご趣旨は良く選挙管理委員会の方にお伝えをし、選挙管理委員会で十分検討していただいて、できる、問題ない、ということになれば、選挙管理委員会のもとで発行できると考えておりますので、今日のご質問の趣旨は良く選管の方にお伝えをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問の11が終了しました。

続いて、質問12について、2回目の質問がありましたら願います。

◇12番（**山田邦彦君**） それでは、質問12についてさせてもらいます。

26年前というお話で、いろいろと検討が必要、文化協会で、そういう話がありました。ありがとうございます。

それで仮にですけど、文化協会で、煩わしいので嫌だよとか、拒否というか、断られてしまった時には、是非、次の一手をまた能動的に考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

どうしても、この「甘楽町かるた」再発行を個人的にはしていただきたいのですけれども、再発行うまくできた暁には、②から⑥のところまで、先程質問させていただきましたが、こういうふうな活用方法は考えとしてはいかがでしょうか。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原莊一君**） 先程お答えしましたように、文化協会にまずはお願いをしてみたいと思っております。

断られたらどうするかということでもありますけれども、是非、断られないようお願いをしていきたいと考えています。断られれば、また次の一手は考えざるを得ませんから、次の一手は考えていきたいと思っております。

その後、配布等々の質問がありましたけれども、それらも一体的に文化協会でも検討いただくこと、それを町が多少の応援をしないと、なかなか大変だと。文化協会の会員の皆さんだけの会費だけではなかなか大変だと思っておりますので、その辺のところも引き続いて検討していきますので、よろしく願いいたします。

◇議長（**黛 哲夫君**） 答弁が終わりました。

3回目の質問がありましたら願います。

◇12番（**山田邦彦君**） 了解しました。

◇議長（**黛 哲夫君**） 質問12は終了しました。

続いて、質問13について、2回目の質問がありましたら願います。

◇12番（**山田邦彦君**） 一番最初の質問のとおり、何年か過ぎて効果が現れました。ご褒美という言い方をすると、ちょっと町と住民が上下関係みたいで申し訳ないんですけども、これだけ努力をして負担をしている訳なので、先程、無料化は無理だけれども値下げすることはこれからいろいろな人たちに意見をもらいながら検討するという話でした。

具体的なペースとといいますかね。いつ頃までにはみたいな構想がありましたら教えていただきたいと思えます。

それと、③のことについては、特別答弁が無かったような気がしたので、もう一度ここは伺います。

◇議長（**黛 哲夫君**） 町長。

◇町長（**茂原荘一君**） ごみ袋につきましては、先程お答えしましたように、町民の皆さんの多くのご協力を頂いて、ごみの減量化に努めていただいております。そのことは、強いていえば、どうしてもごみを出さざるを得ない人、いや、自分の家庭でコンポストなりで処理をして、ごみを出していない人もいる訳であります。そのような人たちとのバランスをとる意味からも多少のご負担をとということで、今日まで来たところであります。

しかし、先程来、質問がありますように、非常にごみが減って協力者が多く出てきた。だから、ごみの袋をもう少し値下げをという話であります。値段が下がったのならもううちで処理しなくも、今度はどんどん袋買ってきて出せばいいやとなってしまうような取り組みが必要なんだろうなと自分は思っているところであります。そのようなご意見等を伺いながら進めていければと思っております。

確かに青いごみ袋につきましては、同じ値段を徴収して協力を頂いているところであり
ますけれども、青い袋はリサイクルに回っている訳でありますので、この袋についても値
下げ等は検討していきたいと思っております。

以上です。

◇議長（黛 哲夫君） 3回目の質問がありましたら願います。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（黛 哲夫君） 質問13が終了しました。

質問14について、2回目の質問がありましたら願います。

◇12番（山田邦彦君） 質問14で、2回目になりますが、趣旨は理解していただいた
ようなので、よかったなと思ひながら伺いました。

それで、やり方といいますか、細かい部分で少しあれかなと思うんですけども、要す
るに防災無線ですとか、メールとかで、ああいうふうな形でやっていくと、いつでも意識
が芽生えて、あるいは言い方ですけど、犯人側がそれを見たり聞いたりする時に、やっぱ
りこの町は余りどうも仕事にならなさそうだということで控えて、違う人にアタックする
という効果があると聞いています。その中で、町の中で、たくさんそういう意識があるん
だよというメッセージを発するといいと思うんですね。

何かの本で読んだことがあるんですが、人間がいろんな情報を得て理解する時には、目
からの情報というのが8割ぐらいだと聞いたことがあるんですね。いわゆるビジュアルと
いうやつだと思うんですけど。宣伝というか、防災無線はそういう形でされていますか
ら、目に入る情報がたくさんあると、要するに詐欺に引っかかりづらい町になるんだと思
うんですね。

そういう中で、先程プレートを作ったらとか、シールだ、何だという話をさせてもらっ
たんですが、世の中にそういうものが沢山あふれていると、やっぱりこの町は余り詐欺に
引っ掛かりそうじゃないということになると思うんです。それほどコストが掛かるもので
はありませんし、全部じゃなくても、これも希望者がというふうに表現させてもらいまし
たが、そういうふうなことが必要な人といいますかね。先程、②のところで、そんな電話
かかってきたら切っちゃえばいいんだよという話を町長はされましたが、切れない人が結
構いらっしゃるんですね。先に切ったら悪いとか、或は下手に対応すると、後で火をつけ
られたら困るとか、或は家族に何かされたら嫌だなというのを考える方がいらっしゃるん
ですね。ですから、やっぱりそれは棒読みでもいいから、とにかく私は何とかです。これ

これこうで終わります。というのを書いたのを電話の前に置いておけば、安心して撃退できるんだと思うので、是非、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、①の電話機のことなんかもそうなんです、いろんな設定をしなくちゃいけないとか、先程の番号を表示したりとか、或は着信拒否したりとかというのは、一人住まいのお年寄りでというのは、結構難しいんですね。この装置というのは、電源を入れて繋がれば、勝手に撃退の言葉を発してくれるんです。それほど高いものじゃありませんので、是非、全額補助とは言わないまでも、半額、大体1万円ですとか、1万数千円で手に入るものらしいので、是非そういう形で検討していただいて、設置の際には、町の信用できる方、その人にとって信用できる方を配置して設置をする、そういう意味での補助もしていただければ安心して使えるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（黛 哲夫君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 先程から話がありましたような撃退のステッカーを玄関先に張るとか、自動車に張って置くとかいう話もありました。そういうものがいっぱい地域に氾濫することによって、悪いことをしに来た人が帰って行くだろうと。確かに、その効果はあるかと思えます。

しかし、新築したきれいな門に皆が張るかと思うと、どうかなということもありますので、山田議員が言われましたように希望者という話がありました。このことにつきましては、消費生活センター等にそのようなステッカー等を用意して置いて、地域に行って振り込め詐欺の話をしたりした時に、そのようなステッカーが配れるような仕組みを作ればいかなと思っておりますので、お願いをしたいと思っております。

それから、電話機の機能の話がありましたけれども、その機械を例えば付けると、すぐ撃退のものを流してくれるという、私はどういう機械か、よく理解ができないんですけれども、そういう機械だそうなんですが。それにも先程申し上げましたように、これは詐欺だな、よし、じゃ、こっちのスイッチを入れろとなるんだと思うんですね。

◇12番（山田邦彦君） 自動的に。

◇町長（茂原荘一君） 自動的にになると、隣のおばさんから来た電話もそれになっちゃうんじゃないかと思うんですが、それは大丈夫なんですか。

◇12番（山田邦彦君） 全部なるんです。

◇町長（茂原荘一君） 全部なるの。全部なると例えば娘から電話が来た時に、それになると非常に娘もなお心配するんじゃないかなと思うんですけど、全部なっちゃうんです

か。

◇12番（山田邦彦君） それが終わったら、リーンとなって、普通に会話できるんです。

◇町長（茂原荘一君） ああ、なるほど。

◇12番（山田邦彦君） ほかのタイプもあるかもしれませんが。

◇町長（茂原荘一君） その辺のことは、消費生活センター等を通じて、ちょっと研究をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（黛 哲夫君） 答弁が終わりました。

3回目はどうですか。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（黛 哲夫君） 質問14が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問が全て終了いたしました。

これをもちまして、一般質問が終了いたしました。



○字句等整理委任の件

◇議長（黛 哲夫君） 平成26年第4回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

甘楽町議会規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（黛 哲夫君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



○町長挨拶

◇議長（黛 哲夫君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 平成26年第4回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして一言お

礼のご挨拶を申し上げます。

本議会定例会におきましては、一般会計をはじめ特別会計の補正予算、そして条例の一部改正等の10議案をご提案申し上げましたところ、それぞれ慎重にご審議を頂き、全て原案どおりご議決賜りまして誠にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

また、寄せられました貴重なご意見、ご要望は真摯に受け止め、今後の町政に十分反映できますよう常に念頭に置いて取り組んでまいる所存であります。

さて、「アベノミクス解散」により執行された一昨日の衆議院選挙は、与党圧勝という結果となりました。今後、政府の経済成長戦略は一層推進されることとなります。ご案内のとおり、その大きな柱の一つの政策が「地方創生」であり、各自治体の独創的な取り組みがますます重要となってまいります。今後とも、一層のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、この1年を振り返ってみますと、2月1日に町政施行55周年とチェルタルド市との姉妹都市協定締結30周年の記念式典を行い、町のイメージキャラクター「かんらちゃん」が誕生いたしました。さまざまなイベントに登場し、イベントを盛り上げていただき、町のPRの一翼を担っていただきました。

そして、2月には、私どもが経験したことのない大雪で、大きな被害に見舞われました。その大雪の中、道路の除雪等に自助を超えた共助の力、地域の力が発揮され、町民の皆さんへの感謝の気持ちで溢れました。

春には、道の駅「甘楽」のグランドオープン、そして甘楽ふるさと館「もみじの間」の増築、中道工業団地の「こんにゃくパーク」オープン、そして天引工業団地の工場竣工等があり、「元気」と「にぎわい」が創出できました。

また、須田賢司さんの人間国宝認定、そして雄川堰の世界かんがい施設遺産への登録と、うれしく、そして誇らしい知らせもありました。

これからも、町の魅力に磨きをかけ「にぎわい」のある、そして町民の皆さんが等しく安心して誇りを持って暮らせるまちづくりを進めてまいるところであります。

平成26年も残すところ半月となりました。来年は未年であります。群れをなす羊は、家族の安泰を示し、いつまでも平和に暮らすことを意味しているそうであります。

来る年が平穏で、町民の皆様にとって健康で安らぎをもって暮らせる年になることを心から念じております。

この1年、議員各位から賜りましたご厚情の数々に衷心より感謝とお礼を申し上げますとともに、明年も引き続きご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。

そしてまた、本日は多くの皆さんに傍聴をしていただきました。今後も、町政に、そして議会に対し、関心を高めていただきたくお願いを申し上げるところであります。

何かと行事の多い年末年始でありますけれども、議員各位におかれましても、健康に十分留意をされ、新年をお迎えいただきますようお祈りを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（**黨 哲夫君**） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末極めて多忙の中、今期定例会は12月9日から本日までの8日間にわたって開会され、上程された全ての案件が滞りなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

開会中は、各会計補正予算及び条例改正等、終始熱心にご審議を賜りました議員各位並びに執行各位に厚く御礼を申し上げます。

本年は何と言っても、光栄ある人間国宝に認定され、そして第2号の名誉町民の称号が送られました須田賢司さんが甘楽町に栄光をもたらしてくださいました。誠におめでとうございます。

平成28年度の開校を目指し、継続事業として甘楽中学校建設並びに関連事業が着々と進んでおります。計画通りに開校されますことを常に期待をしているところです。

また、師走の総選挙が執行され、引き続き安倍政権が継続、アベノミクスが推進され3本の矢が全力で傾注され、景気回復など所期の目的が達成され、その成果が末長く続くよう望む所存であります。

我々議会としても、国家的課題であります人口減少対策、地方創生など、真正面からこれらの課題に取り組まなければなりません。そのためにも、創意工夫を最大限に活かし積極的に邁進してまいります。

年月の経つのも早いもので、来年4月をもって現議員の任期が終了します。残された期間が町政発展のために将来の多くの課題に取り組み、誇れるまちづくりを目指して、限らない努力をしてみたい所存であります。

年の瀬も迫り、これから本格的な冬の到来の時期を迎え、寒さも一段と厳しさを増して

まいります。議員各位並びに執行各位におかれましても、健康には十分留意され、迎える年が最良の年でありますよう心から祈念申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

◇

○閉 会

◇議長（**黨 哲夫君**） 以上で、平成26年第4回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時07分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 黛 哲 夫

署名議員 江 原 榮 和

署名議員 佐 俣 勝 彦